

宇都宮共和大学 内部質保証のための方針及び手続

1. 内部質保証に関する基本的な考え方

本学の理念及び目的の実現に向けて、大学全体として恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組むため、以下の通り内部質保証のための全学的な方針を定める。

- (1) 大学の理念、目的、中期計画、各種方針等に照らしながら、毎年度、学部別に行う自己点検・評価を踏まえて、全学で自己点検・評価を行う。また、内部質保証システム全体についても定期的に点検・評価を行う。なお、自己点検・評価を行う際に参照する評価基準は、公益財団法人大学基準協会の「大学基準」とする。
- (2) 本学公式ホームページを通じて自己点検・評価の結果を社会に向けて積極的に公表し、透明性を確保するとともに説明責任を果たす。
- (3) 内部質保証の客観性及び妥当性を担保するために、公益財団法人大学基準協会による認証評価を受審する。さらに、外部の有識者、卒業生等の意見を取り入れた評価も行う。これらの評価結果や指摘事項に対し、全学的に対応を検討し迅速かつ適切に対処する。
- (4) F D活動及びS D活動を組織的に実施し、教職員の質向上を図る。また、研修会等の活動を通じ、コンプライアンス意識やモラルの向上を図る。

2. 自己点検・評価の実施体制及び手続

内部質保証に関する全学の体制については、全学組織として、内部質保証会議及び自己点検・評価委員会を置き、学部ごとに自己点検・評価推進部会を置く。

(1) 内部質保証会議

大学全体の内部質保証に責任を負う組織として、内部質保証会議を置く。内部質保証のための方針、自己点検・評価の内容、大学の理念・目的と施策等について検証・審議し、改善に向けた方針、取組み等について各学部教授会に指示する。

(2) 自己点検・評価委員会

自己点検・評価委員会は、各学部で実施される自己点検・評価に基づき、全学的な自己点検・評価を実施する。

(3) 自己点検・評価推進部会

各学部における組織で、日常的に各委員会等で行っている施策・業務について点検を行うとともに、F D・S D活動等を行う。

自己点検・評価委員会は、毎年、自己点検・評価報告書（P D C A報告書）を作成し学長に提出する。内部質保証会議は自己点検・評価報告書を検証及び審議の上、各学部教授会への指示事項をまとめる。学長は、自己点検・評価報告書を教授会の議を経て理事長に報告し、公表する。理事長は、内部質保証会議の審議の内容を理事会に報告する。

3. 教育研究等の企画・設計、運用等

内部質保証システムのプロセスは、次の通りとする。

- (1) 各学部の自己点検・評価推進部会において、各学部の各委員会のP D C Aに基づいて自己点検・評価を実施する。
- (2) 全学組織である自己点検・評価委員会において、上記をもとに大学全体の自己点検・評価を実施する。
- (3) 学長・大学教職員・須賀学園事務長・須賀学園監事を構成員とする内部質保証会議において、自己点検・評価委員会による自己点検・評価を検証し、改善・向上の方針や取組みを各学部の教授会に指示する。
- (4) 各学部は、教授会の下、教学会議（各委員会）で企画・立案、改善・向上の具体的な取組みを検討・実施し、自己点検・評価推進部会に報告する。
- (5) 再度(1)に戻り、自己点検・評価推進部会において、各学部の自己点検・評価を実施する。